戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

これまで戸籍に氏名の振り仮名は記載されていませんでしたが、戸籍の記載事項に新たに追加されることになりました。今後は本人確認情報として、様々な行政・民間サービスで利用できるようになります。

問い合わせ
市民課　☎24・8066

戸籍に記載予定の振り仮名を7月下旬に通知します

※住民登録地の市区町村からではなく、本籍地の市区町村から通知を送付します。
※通知は筆頭者（戸籍の最初に記載されている者）宛てに送付します。戸籍内で別住所の人は、住民登録地ごとに送付されます。

振り仮名の通知書（ハガキ）のイメージ

通知（ハガキ）が届いたら、振り仮名を必ずご確認ください

特に、小さい「ャ」、「ュ」、「ョ」、「ッ」であるにもかかわらず、通知書には大きいカタカナで記載されている場合は、必ず正しい振り仮名で届出をしてください。

振り仮名に間違いがない場合

届出は不要です

振り仮名の記載後は、届出により1回に限り振り仮名を変更することができます。（この場合、家庭裁判所の許可は不要です。）

振り仮名が間違っている場合

届出が必要です

正しい氏名の振り仮名の届出が必要です。令和8年5月25日までに届出してください。

届出方法は？

❶マイナポータルから
自宅から24時間届出できるため大変便利です。　※マイナンバーカードが必要です。
❷最寄りの市区町村（本籍地以外でも可）の窓口または郵送

届出人は？

「氏」の振り仮名

[第1順位] 筆頭者、[第2順位] 配偶者、[第3順位] 子
※上位者が除籍の場合に限り、次の順位の人が届出できます。

「名」の振り仮名

原則15歳以上は本人、未成年者は法定代理人（親権者）
※15～18歳未満は本人・法定代理人いずれも届出できます。

問い合わせ先

●制度の仕組みや手続きの方法については
法務省コールセンター　☎0570・05・0310

法務省ホームページはこちら▶

●通知書の発送確認や臨時窓口体制などについては
こまつ戸籍振り仮名コールセンター　☎0120・928・309
（7月15日～9月12日の期間限定開設。この期間以外は、こまつもしもしセンター　☎20・0404におかけください）

※詐欺に注意！振り仮名の届出にあたって、国や市から手数料などの支払いを要求されることはありません。